

別表 1-1 (ワンストップ相談窓口) 【既存】

市町村が実施する創業支援等事業

創業支援等事業の目標
<p>(目標の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本計画に基づき市にワンストップ相談窓口を設置したところ、これまでの相談件数は年平均2件程度となっている。引き続き、体制を強化するとともに、商工会議所、市内の金融機関等の創業支援等事業者との連携を図ることとする。また、市のHPなどを利用し、ワンストップ窓口を積極的にPRすることで相談件数の目標を年間30件とする。 ・石狩商工会議所の相談窓口の支援を受けて創業を行う者は、年間2件程度となっているが、本計画に基づく体制強化と関係機関の連携により、創業者数の年間目標を年間6件とする。 <p>(目標数)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支援対象者数30件 創業者6件
創業支援等事業の内容及び実施方法
<p>(1) 創業支援等事業の内容</p> <p>〈窓口の業務〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市役所内に創業支援のワンストップ相談窓口を設け、商工会議所、地域金融機関等と連携し、様々な創業時の課題を解決する。ワンストップ窓口は、石狩市商工労働観光課の職員2名を市の窓口に配置し、相談対応を行う。 ・石狩市窓口では、市、道、国の支援施策一覧を作成し紹介できるようにするとともに、市内で創業支援を行っている支援機関をまとめ、支援機関を紹介できるようにする(情報についてはHPでも公開)。 ・また、相談者の相談内容やステージに応じた支援を可能にするため、相談者が必要とする支援の内容を判断し、適切なコーディネートを行うことができる者を石狩商工会議所にも配置し、石狩市窓口と連携して支援を行う。 ・創業支援のサイトを市HPに立ち上げ、施策一覧、支援機関一覧を掲載するとともに、相談コーナーを設け、相談も受け付け、適宜専門家から回答することとする。 ・創業に必要な要素別の各連携機関の役割(それぞれ相談者の相談内容に合せ適宜対応)は以下とする。 <ol style="list-style-type: none"> 1. ターゲット市場の見つけ方 いしかり創業支援ネットワーク(市や石狩商工会議所、石狩北商工会)の連携により様々な情報を提供する。 2. ビジネスモデルの構築の仕方 いしかり創業支援ネットワーク(市や石狩商工会議所、石狩北商工会、地域金融機関)が連携して顧客、ニーズへの対応、採算性についてのアドバイスを実施する。必要に応じ、他の創業支援メンターのコミュニティとも連携する。 3. 売れる商品・サービスの作り方 いしかり創業支援ネットワーク(市や石狩商工会議所、石狩北商工会)が連携してアドバイス。必要に応じ、よろず支援拠点等の専門家派遣事業を活用したハンズオン支援を実施。 4. 価格の設定と販売方法 いしかり創業支援ネットワーク(市や石狩商工会議所、石狩北商工会、地域金融機関)が連携してアドバイス。必要に応じ、中小企業総合支援センター等が実施する商談会やビジネスマッチングなどを紹介。

5. 資金調達

いしかり創業支援ネットワーク（市や石狩商工会議所、石狩北商工会、地域金融機関）が連携してアドバイス。必要に応じ、日本政策金融公庫や信用保証協会とも連携して支援。

6. 事業計画書の作成

いしかり創業支援ネットワーク（石狩商工会議所や石狩北商工会、地域金融機関）が連携して、実効性の高い計画作成を支援。

7. 許認可、手続き

いしかり創業支援ネットワーク（市や石狩商工会議所、石狩北商工会、地域金融機関）が連携してアドバイス。他の市部局（税務関係、許認可関係等）や士業等専門家とも連携。

8. コア事業の展開・拡大

創業後の事業展開や新分野への進出可能性について、いしかり創業支援ネットワーク（市や石狩商工会議所、石狩北商工会、地域金融機関）、よろず支援拠点等の連携による継続支援を行う。

〈創業支援機関との連携〉

- ・ 支援を行った創業希望者等の情報に対しては、創業希望者の同意を得つつ、守秘義務に十分配慮しながら市が情報集約・一元化を図り、創業支援カルテを作成する。カルテには、創業希望者がどのような支援を望んでいるか等、適切な機関への誘導をし、創業実現までいしかり創業支援ネットワークがハンズオンで支援できるようにする。

〈特定創業支援等事業について〉

- ・ 個別相談窓口（別表2-2）において、1か月以上にわたる、4回以上の相談を通じて、経営、財務、人材育成、販路開拓の4つの分野についての知識が身につくアドバイスをそれぞれ受けた者を「特定創業支援等事業」を受けた者として、市が証明書を発行する。

〈各事業の共通事項〉

- ・ 本創業支援等事業計画の全体の進捗状況を市が把握することとし、創業希望者・創業者に対するアンケート調査により、常に体制を改善していくこととする。特定創業支援等事業を実施し、証明書の発行を受けた創業者に対しては、その後の創業の有無や実績等について確認する。
- ・ 創業後についても、いしかり創業支援ネットワークが連携してフォローアップを行い、適切な支援を行っていくとともに、成功事例については、市の広報誌やホームページへの掲載、パンフレットの配布を行うなど、広くPRする。
- ・ 公序良俗を害する恐れのある事業を行う創業者に対しては、創業支援サービスを行わない。各連携機関にもこの方針を徹底する。

（2）創業支援等事業の実施方法

- ・ 石狩市商工労働観光課に、担当者2名を配属し、関係機関と連携したワンストップ窓口を設置する。また、関係機関とも連携のうえ、窓口設置のパンフレットを作り、連携機関の窓口それぞれ配架し幅広く、創業者の目に届くようにする。加えて、石狩市の広報においても、相談窓口設置を広くPRしていくこととする。
- ・ また、HPも開設し、ネットでも施策を紹介していくとともに、ネットでも相談対応ができるようにする。
- ・ 必要な予算については、市が手当てすることとする。

<ul style="list-style-type: none">・いしかり創業支援ネットワークが支援を行った創業者情報等に関しては、個人情報保護に配慮しつつ、市が一元管理を行い名簿や集計表の作成を行い「創業支援カルテ」を作成し、関係機関と共有を図る。・関係機関との連携を密にするため、関係機関担当者の連絡会を開催し、各機関の活動状況、改善点について情報共有を行う。
計画期間
平成27年10月1日～令和8年3月31日 変更箇所については、令和4年12月23日～令和8年3月31日

別表 1-2 (創業支援セミナー) 【既存】

市町村が実施する創業支援等事業

創業支援等事業の目標
<p>(目標の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none">・本計画策定後に実施した創業支援セミナーの参加者実績が1回平均約5人であるが、ワンストップ相談窓口や商工会議所、市内の金融機関等の創業支援等事業者との連携を図り、セミナー参加者の確保に努め、セミナーの参加件数の目標を年間10件とする。・本計画に基づき実施した創業支援セミナーには、創業を目指している者が参加しており、創業実績もあることから、ワンストップ相談窓口における支援対象者目標数に占める創業者目標数(2割)と同じ、2割(2件)を創業者数の目標数とする。 <p>(目標数)</p> <ul style="list-style-type: none">・支援対象者数10件 創業者数2件
創業支援等事業の内容及び実施方法
<p>(1) 創業支援等事業の内容 〈創業支援セミナー〉</p> <p>創業に関心のある希望者を対象に、創業のために必要となる、ビジネスプランの立て方などの実践的な知識やノウハウとそれを活かす実務ポイントの習得を目的とした創業支援セミナーを実施する。</p> <p>受講者に対しては、専門家派遣事業(別表2-1)や個別相談窓口(別表2-2)の活用を促すなど、いしかり創業支援ネットワークと連携した取組とする。講師は支援経験が豊富で、実務に精通したコンサルタントや中小企業診断士等。</p> <p>(2) 創業支援等事業の実施方法</p> <ul style="list-style-type: none">・カリキュラムの策定、専門家の確保については、いしかり創業支援ネットワークと連携をして行う。加えて市のHPや商工会議所のHP等で施策のPRを行う。・受講した者については、氏名、住所、連絡先、現在考えている創業内容等を記載した名簿を作成し、支援が必要な者には、個別相談の実施等に繋げ必要な支援を行う。・名簿の管理については、個人情報保護法及び石狩市個人情報保護条例を遵守する。
計画期間
<p>平成27年10月1日～令和8年3月31日 変更箇所については、令和4年12月23日～令和8年3月31日</p>

別表 2-1 (専門家派遣事業) 【既存】

市町村以外の者が実施する創業支援等事業

実施する者の概要
<p>(1) 氏名又は名称 石狩商工会議所</p> <p>(2) 住所 石狩市花川北6条1丁目5番地</p> <p>(3) 代表者の氏名 会頭 榎本 哲史</p> <p>(4) 連絡先 TEL : 0133-72-2111 FAX : 0133-72-2577 担当者 : 安達 陽子</p>
<p>(1) 氏名又は名称 石狩北商工会</p> <p>(2) 住所 石狩市厚田区厚田47番地4</p> <p>(3) 代表者の氏名 会長 岸本 教範</p> <p>(4) 連絡先 TEL : 0133-78-2513 FAX : 0133-78-2660 担当者 : 野澤 美朝</p>
創業支援等事業の目標
<p>(目標の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本計画に基づき、市に設置されているワンストップ相談窓口との連携、市内金融機関等との連携強化、商工会議所・商工会の体制強化を図ることにより、派遣件数の目標を年間10件とする。 ・これまで、創業予定者に対する派遣実績は6件となっており、このうち3件の創業が実現した。ワンストップ窓口への相談者と比較し、創業に向けた実現可能性が高いものが支援対象者となることから、同窓口における支援対象者目標数に占める創業者目標数(2割)よりも高い、3割(3件)を創業者数の目標とする。 <p>(目標数)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支援対象者数10件 創業者数3件
創業支援等事業の内容及び実施方法
<p>(1) 創業支援等事業の内容<専門家派遣事業> 新しく事業を始めたいが、「何から手をつけていいかわからない」、「資金調達の方法がわからない」等の創業希望者に対し、新商品、ものづくりの支援や経営に関する診断、IT関連、販売促進等経験豊富な専門家を派遣し、創業するためのアドバイスを実施する。</p> <p>(2) 創業支援等事業の実施方法 創業を希望する者が専門家による相談を希望する場合に、商工会議所の中小企業相談所に相談をし、相談内容を把握し、相談にあった専門家を派遣する。また、市のHPや商工会議所のHPにおいてPRする。</p>
計画期間
<p>平成27年10月1日～令和8年3月31日 変更箇所については、令和4年12月23日～令和8年3月31日</p>

別表 2-2 (個別相談窓口) 【既存・特定創業支援等事業】

市町村以外の者が実施する創業支援等事業

実施する者の概要
<p>(1) 氏名又は名称 石狩商工会議所</p> <p>(2) 住所 石狩市花川北6条1丁目5番地</p> <p>(3) 代表者の氏名 会頭 榎本 哲史</p> <p>(4) 連絡先 TEL : 0133-72-2111 FAX : 0133-72-2577 担当者 : 安達 陽子</p>
<p>(1) 氏名又は名称 石狩北商工会</p> <p>(2) 住所 石狩市厚田区厚田47番地4</p> <p>(3) 代表者の氏名 会長 岸本 教範</p> <p>(4) 連絡先 TEL : 0133-78-2513 FAX : 0133-78-2660 担当者 : 野澤 美朝</p>
創業支援等事業の目標
<p>(目標の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・石狩商工会議所及び石狩北商工会の相談窓口寄せられた創業についての相談は年間約7件であった。本計画に基づき、体制を強化するとともに、商工会議所、市内の金融機関等の創業支援事業者との連携を図ることにより、相談件数の目標を年間10件とする。 ・相談指導における相談窓口において支援を受けて創業を行う者は、年間1件程度であったが、本計画に基づく体制強化と関係機関の連携により、創業者の目標を年間3件とする。 <p>(目標数)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支援対象者数10件 創業者数3件
創業支援等事業の内容及び実施方法
<p>(1) 創業支援等事業の内容<個別相談窓口> 【既存・特定創業支援等事業】</p> <p>新しく事業を始めたいが、「何から手をつけていいかわからない」という創業希望者に対して、「ターゲット市場の見つけ方」、「ビジネスモデルの構築の仕方」、「売れる商品・サービスの作り方」、「価格の設定と販売方法」、「資金調達」、「事業計画書の作成」、「許認可、手続」、「コア事業の展開・拡大」等創業に必要な要素等について商工会議所及び北商工会に相談窓口を設け、経営指導員等により、創業するためのアドバイスを行うこととする。</p> <p>〈特定創業支援等事業について〉</p> <p>個別相談窓口において、1か月以上にわたり、4回以上の相談を通じて、経営、財務、人材育成、販路開拓の4つの分野についての知識が身につくアドバイスをそれぞれ受けたことが「創業支援カルテ」できる者を「特定創業支援等事業」を受けた者とする。</p>

(2) 創業支援等事業の実施方法

創業を希望する者が専門家による相談を希望する場合に、商工会議所の中小企業相談所及び北商工会に相談をし、相談内容を把握する。また、4つの相談支援を行うため、商工会議所及び商工会での相談や専門家の派遣を行う。相談にあった専門家を派遣する。市のHPや商工会議所のHPにおいてPRする。

- ・ 特定創業支援等事業の資格を満たした者については、氏名、住所、連絡先、支援内容、支援日等を記載した名簿を作成する。
- ・ 名簿の管理については、個人情報保護法を遵守する。
- ・ 個別相談者のその後の状況や、事業の実績をいしかり創業支援ネットワークで情報共有し、個別相談の実施等継続して必要な支援を行う。

計画期間

平成27年10月1日～令和8年3月31日

変更箇所については、令和4年12月23日～令和8年3月31日

※本計画変更による特定創業支援等事業に関わる証明書の発行については、改正法第10回認定日以降の申請が対象となる。